

17 税金の軽減

障害のある人の生活の安定を図るため、所得税法などによって次のような税の軽減が図られています。また、障害者を多数雇用する事業所、障害者施設等に対して、事業所税等の非課税又は軽減措置がとられています。

種 類	要 件	金 額	問合せ先等
所 得 税	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者（3級～6級の身体障害者、知的障害者（㊸・B）、2級・3級の精神障害者）であるとき。 ※配偶者控除の適用がない同一生計配偶者又は扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても障害者控除は適用されます。	障害者控除 27 万円	1 国税庁ホームページで調べる場合 No.1160 障害者控除（所得税） No.1313 障害者等のマル優（非課税貯蓄）（所得税） No.4167 障害者の税額控除（相続税） No.4405 贈与税がかからない場合（贈与税）の7
	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者（1級・2級の身体障害者、重度の知的障害者（㊸・A）、1級の精神障害者）であるとき。 ※配偶者控除の適用がない同一生計配偶者又は扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても障害者控除は適用されます。	障害者控除 40 万円	
	本人等と同居している同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者であるとき。 ※配偶者控除の適用がない同一生計配偶者又は扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても障害者控除は適用されます。	障害者控除 75 万円	
	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人。 ※取扱金融機関の営業所等に手帳・証書等の確認書類を提示し、氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する旨の告知を要します。	一定の預貯金公債の利子等に係る非課税（非課税貯蓄限度額各 350 万円）	
相 続 税	障害者（3級～6級の身体障害者、知的障害者（㊸・B）、2級・3級の精神障害者）であるとき。	10 万円 × (85 - 年齢) を税額から控除 ※年数(85 - 年齢)は、1年未満を切り上げる	2 電話で相談する場合 広島国税局電話相談センターへつながります。 ①0570-00-5901（全国一律料金） ②最寄りの税務署へ電話し、自動音声案内に従って番号「1」を選択
	特別障害者（1級・2級の身体障害者、重度の知的障害者（㊸・A）、1級の精神障害者）であるとき。	20 万円 × (85 - 年齢) を税額から控除 ※年数(85 - 年齢)は、1年未満を切り上げる	
贈 与 税	障害者（知的障害者（㊸・B）、2級・3級の精神障害者）を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を取得した場合。	非課税 (限度額 3, 000 万円)	3 税務署で相談する場合 電話等で事前に相談日時の予約をお願いします。 （最寄りの税務
	特別障害者（1級・2級の身体障害者、重度の知的障害者（㊸・A）、1級の精神障害者）を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を取得した場合。	非課税 (限度額 6, 000 万円)	

種 類	要 件	金 額	問合せ先等
消 費 税	身体障害者用物品（厚生労働大臣が指定したものに限る。）の譲渡、貸付け、製作の請負、修理（厚生労働大臣が指定した修理に限る。）	非課税	署へ電話し、自動音声案内に従って番号「2」を選択 4 聴覚障害者等への相談窓口 【専用電子メール相談窓口】 国税庁ホームページ内の「聴覚障害者等専用電子メール相談窓口」から送信 【専用ファクシミリ】 広島国税局電話相談センター FAX番号 082-221-9391
	介護保険法の規定に基づく保険給付の対象となる居宅サービス、施設サービス等。 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業として行われるサービスの提供等。		
関 税	身体障害者用に特に製作された器具等を輸入する場合。	免税	税関
個 人 の 事 業 税	重度の視覚障害者（両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の人）が、あん摩、はり等その他医業に類する事業を行う場合。	非課税	西部県税事務所 082-207-3184 （個人事業税） 082-207-3296 （自動車税）
自 動 車 税 （環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割	○ 身体障害者又は精神障害者（1級の精神障害者福祉保健手帳を受けている人）本人が所有し、本人が運転する自動車 ○ 身体障害者、知的障害者（㊤又はAの療育手帳を受けている人）又は精神障害者と生計を一にしている人が所有し運転する自動車で、使用目的等一定の条件を満たすもの ○ 身体障害者等のみで構成される世帯の構成員が所有し、常時介護者が運転する自動車で、使用目的等の一定の条件を満たすもの ○ 構造上、障害者、高齢者等の利用に供する自動車 ※ 上記の身体障害者とは、障害の区分に応じ、一定の級別の障害を有している人をいいます。 その他社会福祉事業を行うものが所有する自動車に対する減免措置などがあります。	減免 （身体障害者又はその者と生計を一にする人が所有する自動車（軽自動車等を含む。）のうち1台限り。）	東部県税事務所 084-921-1311 北部県税事務所 0824-63-5181
ゴルフ場利用税	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている人 ○ その他、厚生労働大臣、市町長などの認定を受けている人等 ※ ゴルフ場において手帳の提示等を行ってください。	非課税	西部県税事務所 東広島分室 082-422-6911

種 類	要 件	金 額	問合せ先等
軽自動車税 種 別 割	○ 身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18才未満又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、身体障害者本人が運転するもの又は身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）が運転するもののうち、使用目的等一定の条件を満たすもの ○ 構造上、身体障害者等の利用に供する軽自動車等 ※ 上記の身体障害者等とは、障害の区分に応じ、一定の級別の障害を有している人をいいます。 ※ その他社会福祉事業を行うものが所有する自動車に対する減免措置などがあります。	減免 〔左記の要件に該当する軽自動車等（自動車を含む。）のうち1台限り。〕	市町 〔要件は各市町によって異なりますので、必ず各市町へお問合せください。〕
住 民 税	障害者 ○ 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が、身体障害者手帳（3級～6級）、療育手帳（㊸・B）、精神障害者保健福祉手帳（2・3級）又は戦傷病者手帳（第4～6項症、第1～3款症）の交付を受けている人 ○ 年齢が65歳以上の人で、市町長の認定を受けている人	所得控除26万円	市町
	特別障害者 ○ 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が、身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（㊸・A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）又は戦傷病者手帳（特別項症～第3項症まで）の交付を受けている人 ○ 原爆被爆者のうち、その負傷や疾病につき、厚生労働大臣の認定を受けている人 ○ 重度の障害があり、常に就床し複雑な介護を受けている人 ○ 精神又は身体に重度の障害のある年齢が65歳以上の人で、市町長の認定を受けている人	所得控除30万円	
	○ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ本人又は本人の配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合	所得控除53万円	

※ 詳しくは、税務署、県総務局税務課、県税事務所、市町へ確認してください。